様式第８号（第７条関係）

移 転 補 償 契 約 書

　能代市が施行する市営　　　住宅建替事業に伴う移転について、能代市長　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　入居者　　　　　　（以下「乙」という。）とは、次の条項により移転補償契約を締結する。

（総則）

第１条　甲は、乙の請求により現在入居している　　　　　　　　　　　から移転する補償として次条に定める補償金を支払うこととし、乙は、この移転に関して本契約に基づくもののほか、今後、新たな費用負担があっても一切の要求をしないものとする。

２　甲は、乙の移転に要した費用負担が、本契約に基づく補償金額に満たない場合においても、返還の請求をしないものとする。

（補償金）

第２条　補償金額は、　　　　　　　　　円とする。

（明け渡し）

第３条　乙は、　　　　年　　月　　日までに入居している住宅から、すべての物件を搬出し住宅を明け渡さなければならない。

２　乙は、明け渡しが終了したときは、速やかに移転完了届を提出し、甲の検査を受けなければならない。

（補償金の支払）

第４条　乙は、本契約の締結後、甲の定める手続きに従って甲に対して補償金を請求できるものとする。

２　甲は、乙から適法な請求書を受理した時は、その日から３０日以内に乙に対して補償金を支払わなければならない。

（遅延利息の支払）

第５条　甲は、自己の責に帰すべき事由により補償金の支払いを遅延した場合は、前条第２項の期間満了の翌日から支払日までの日数に応じて、乙に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき定められた遅延利息の率で計算した額を支払うものとする。

２　前項の規定により計算した額が１００円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（費用負担）

第６条　本契約に要する費用は、甲の負担とする。

（契約の解除）

第７条　甲は、乙が第３条第１項に違反したときは、この契約を解除することができる。

（異議の解決）

第８条　本契約による補償について第三者から異議の申し出があったときは、乙は、責任をもって解決しなければならない。

（疑義の解決）

第９条　この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ円満に解決するものとする。

　上記契約の証しとして、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲　　能代市上町１番３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　能代市長　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　乙　　能代市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住宅　　棟　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　旧住宅

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 | 能代市 |
| 住　宅　名 |  |
| 棟　番　号 | 棟　　号 |
| 居住面積 | ．　　　　㎡ |